

令和 7 年 6 月

被保険者各位

令和 7 年度 健診事業について

保健事業の一環として健診事業を実施致します。

特定健診の対象となる 40 歳以上の被保険者(今年度 40 歳になる方含む)の方には、①特定健診と②健康診断の補助の 2 つの方法より選択し、受診していただけます。

以下及び裏面の説明をご覧ください。

平成 20 年度より特定健診が義務化され、今年度より第 4 期実施計画に基づき実施されています。特定健診受診率と特定保健指導利用率の達成度により、保険者が国の指標により評価され、補助金に反映されます。また、早期発見、早期改善が皆様方の将来の医療費や保険料、生活の質に影響してまいります。受診状況が被保険者全員の負担に影響しますので、必ず期限内に受診していただきますよう、よろしくお願い致します。

当組合の特定健診受診率目標値	→	75 % (対象者約 620 名)
特定保健指導利用率目標値	→	45 %

昨年に引き続き、より多くの方に健診を受けていただくため、「人間ドック」の他に「定期健康診査(事業者健診)」も補助の対象となります。事業所が負担された健診において申請される際は専用の申請書がありますので、裏面②の説明をご覧ください。

『事業者健診等の健診結果の提供』及び『健康診断の補助を利用し健診結果を提出』した場合も特定健診の受診とみなされます。 ご協力お願いいたします。

- ※特定健診（人間ドック等・データ提供含む）が利用要件となっている保健事業※
今年度特定健診を受診頂けない場合、来年度利用頂けない保健事業等は次のとおりです
- ① 自家調剤（自家調剤規程第 3 条の 2 を参照、世帯の対象者全員の健診が必須）
 - ② 乳がん、子宮がん検診補助 ③ 健康優良家庭表彰

※特定健診と健康診断の補助についての詳細は裏面をご覧ください。

問い合わせ先（書類送付先）
三岐薬剤師国民健康保険組合
三重県津市栄町 1 丁目 840 番地
TEL：059-226-7776

① 特定健診について

- 1、特定健診は三重県・岐阜県・愛知県医師会加入の医療機関と契約しておりますので最寄りの医療機関にご相談下さい。（最寄りの医療機関を事務局よりご案内します。事務局へお問合せ下さい。）
- 2、同封の特定健診受診券・質問票・被保険者証をご持参の上、各医療機関において受診して下さい。
- 3、特定健診の場合、窓口負担は必要ありません。（全額、当組合が負担します。）
- 4、特定健診のデータは、医療機関から国保連合会を通して直接本組合に届きますので、被保険者の方から送付していただく必要はありません。
- 5、特定健診の期間は、令和7年7月1日～12月31日迄です。早めの受診にご協力下さい。
- 6、特定保健指導に該当の場合は順次実施案内を送付します。ICT（WEB）面談が主となり、ご自宅や職場にて利用できます。今まで特定保健指導に該当された方で保健指導を利用していない方や、該当されそうな方は早めの受診をお願い致します。

② 健康診断の補助について

- 1、補助対象者：40歳～74歳の全被保険者（R7年4月1日時点で被保険者である）
- 2、申請期間：令和7年7月1日～令和8年2月末（厳守）
*健診結果受領の都合等で2月末を過ぎる場合は予めご相談下さい。
- 3、申請書類：令和7年度健康診断補助申請書、健診結果(写し)、特定健診受診券
特定健康診査質問票（受診券に同封・質問項目に回答済であること）、
領収書（宛名が申請者であること・写し可）
※申請書は事務局に請求又はホームページよりダウンロード頂きご利用下さい。
※申請書はトップページのお知らせ欄へ掲載しております。
- 4、補助の金額と条件：組合員（被保険者1名）… 20,000円（上限）
準組合員（被保険者1名）… 10,000円（上限）
家族（被保険者1名）… 10,000円（上限）
*特定健診の項目を含んでいること
※実費が補助金額を下回る場合は実費を補助

③ 定期健康診査（事業者健診）等の結果の提供について

定期健康診査（事業者健診）の健診結果を提供いただく場合は、「**健診結果（コピー）**」と「**特定健診質問票（質問項目に回答済）**」の提出をお願いいたします。

～明日の健康のために、健診を受けて現状を知りましょう！～